

港区子育て世帯等住宅取得支援事業補助金 よくある質問

1 交付申請に関すること

■申請要件について

Q	高校生年代以下の子どもがいる子育て世帯又は夫婦のいずれかが40歳未満の若年夫婦世帯のどちらかに該当していれば申請できますか。
A	補助対象住宅の建築又は購入に係る契約を締結した時点又は交付申請時点のいずれかにおいて、どちらかに該当していれば申請できます。
Q	夫婦のいずれも40歳以上ですが、住宅の購入後、第一子を妊娠しました。この場合は申請できますか。
A	妊婦の方の場合も、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の受付年月日から1年以内であれば申請できます。
Q	夫婦のいずれも40歳以上の夫婦です。住宅の契約締結時は子どもが高校生でしたが、登記が完了したのは子どもの高校卒業後でした。この場合は申請できますか。また、子どもが大学進学により一人暮らしを始めた場合も申請できますか。
A	契約締結時に高校生年代以下のお子さんがいた場合は申請対象になりますが、申請時に子育て世帯に属する方が対象住宅に居住している必要があるため、お子さんが対象住宅から引っ越した場合は申請できません。
Q	令和6年11月に不動産業者と中古住宅の購入に係る売買契約を締結しました。所有権移転登記が完了したのは令和6年12月6日以降ですが、申請できますか。
A	工事請負契約書（注文住宅の場合）又は売買契約書（分譲住宅の場合）の締結日の記載が令和6年12月6日以降（いずれも原契約の締結日）である住宅を対象としているため、この場合は申請できません。
Q	中古住宅の購入に係る売買契約を令和6年12月6日に締結しました。登記の受付年月日から1年を経過していますが、申請できますか。
A	通常は登記の受付年月日から1年以内の申請に限り受け付けていますが、令和8年度中（令和9年3月31日まで）に限り、登記から1年経過後の申請についても受け付けます。
Q	現在区内の分譲マンションに住んでいますが、今後新しいマンションへの買い替えを予定しています。この買い替え後の住宅については申請対象になりますか。
A	対象になります。
Q	国の「みらいエコ住宅事業」や「先進的窓リノベ事業」との併用はできますか？
A	併用できます。
Q	1982年（昭和57年）に竣工した中古住宅を購入しました。昭和56年6月1日以後に建築確認を受けているかどうかは何を見れば分かりますか。
A	検査済証又は台帳記載事項証明書に記載のある「確認済証発行（交付）年月日」にて確認ができます。

■申請書類について

Q	申請書（第1号様式）右上の申請者欄には世帯主の氏名を書けばいいのでしょうか。
A	世帯主又はその配偶者であれば、どちらでも結構です。補助金は申請者の名義の口座に振り込みますので、振込先口座の名義人と揃えてください。

Q	住民票の続柄が世帯主と「夫・妻（未届）」となっている場合、住民票以外に事実婚を証明する書類の提出は必要ですか。
A	提出不要です。

Q	東京都又は港区以外で交付されたパートナーシップ宣誓制度の受理証明書等の写しでも代用できますか。
A	代用できません。

Q	前年度の住民税の納税証明書または非課税証明書はどこで取得できますか。
A	必要な証明年度の1月1日現在（令和7年度の証明書が必要な場合は、令和7年1月1日）にお住まいだった自治体で取得できます。必要な証明年度の1月1日現在から港区にお住まいの方は、各総合支所で取得できるほか、コンビニ交付サービスでも取得できます。

Q	海外にいたため、前年度の住民税の納税証明書または非課税証明書が発行できません。代わりに提出する書類はありますか。
A	必要な証明年度の1月1日現在（令和7年度の証明書が必要な場合は、令和7年1月1日）に海外にいたことが確認できる戸籍の附票をご提出ください。本籍地が港区の方は、コンビニ交付サービスでも取得できます。

Q	補助対象住宅の建物の登記事項証明書はどこで取得できますか。
A	法務局の出張所で発行できます。港区内では、東京法務局港出張所（東麻布二丁目11番11号）で取得できます。

Q	補助対象住宅の検査済証がないため、台帳記載事項証明書を取得したいのですが、どこで取得できますか。
A	建物の規模等により発行先が港区と東京都で分かれていますので、区住宅課までお問い合わせください。

2 【フラット35】地域連携型・港区提携住宅ローンに関すること

Q	ローン実行後でも申請をすれば利用できますか。
A	ローン実行後は利用できません。詳しくは以下までお問い合わせください。 ●【フラット35】地域連携型について 住宅金融支援機構 0120-0860-35 ●港区提携住宅ローンについて 芝信用金庫（営業店統括部） 03-3432-3280 UI銀行（ローン企画部） 03-3219-7150